

再意見書

平成 20 年 6 月 10 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

電気通信事業法施行規則等の一部改正に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、電気通信事業法施行規則等の一部改正に関する再意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

対象項目	他社意見	意見
総論	<p>【NTT 東日本殿意見】(P1)</p> <p>今回の告示・省令改正案は、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(情審通第53号。以下「答申」という。)に基づき、我が国では、世界で最もオープン化が進展し、諸外国と比べても最も低廉な光インターネット料金が実現されているにもかかわらず、NGNやひかり電話網の指定設備化、IP-IP接続機能やイーサネット接続機能等の新たなアンバンドル義務の設定等、電話時代の発想に基づく規制強化の内容となっております。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P1)</p> <p>情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」において示された内容は、全体として、一部の他事業者の漠然とした想定や懸念に基づく意見が採用されており、当社の次世代ネットワークに対して、新たなアンバンドル義務を課そうとする等、規制強化色が極めて濃いものと</p>	<p>【意見】</p> <p>今回の告示・省令改正案は、平成20年3月27日付け情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(以下、「答申」という。)に基づき、NTT 東西における次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)等に対して、支配的事業者に対する規制は公正競争環境確保のために必要等との観点から設けられている既存のルールを適用するためのものであり、規制強化には該当しないと考えます。</p>

対象項目	他社意見	意見
	なっています。	
総論	<p>【NTT 西日本殿意見】(P1)</p> <p>当社の次世代ネットワークに対して、従来と同様の「造るより借りた方が得」になるようなオープン化規制を課すのではなく、各事業者に自由に事業展開を行わせるべきであり、万一それによって問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹することで、IPブロードバンドサービス市場のダイナミックな発展を促し、健全な競争を促進すべきと考えます。</p>	<p>【意見】</p> <p>実際問題として、NTT 東西は光サービス市場で既に独占的地位を築いています。このような状況を看過して事後規制に移行することは、市場での競争促進を放棄し、取り返しのつかない状況に陥れるものであることから、公正な競争を促進するためにも、依然市場において支配的な立場にある NTT 東西に対し、引き続き事前規制を課すことが不可欠であると考えます。</p>
第一種指定電気通信設備の指定範囲:総合	<p>【NTT 東日本殿意見】(P2)</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(1)世界的に最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P2-P3)</p> <p>そもそも、既存の地域IP網自体、以下の観点からボトルネック性はなく、指定電気通信設備の対象から除外いただく必要があると考えますが、当社の次世代ネットワークについても、上</p>	<p>【意見】</p> <p>答申 P12～P14 にもあるとおり、NTT-NGN のアクセス回線が、光ファイバ回線のみである状況下では、NTT-NGN の收容ルータに收容される FTTH ユーザは、コア網として NTT-NGN 以外の網を選択することができない状況であることから、NTT-NGN はボトルネック性を有するアクセス回線と一体として設置される設備であり、当該設備との接続は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、また利用者利便の確保の観点からも不可欠です。よって、NTT-NGN は第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。</p> <p>また、地域 IP 網についても、答申 P16 にあるとおり、NTT 東西の FTTH ユーザは、地域 IP 網の收容ルータに收容されるとコア網として地域 IP 網以外の他事業者網を選択することができない上、今後地域 IP 網における FTTH ユーザの増加が想定される中で、地域 IP 網は他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めることが想定</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>述のとおり、既存の地域IP網を大容量化・高度化していくものに過ぎないため、地域IP網と同様、指定電気通信設備の対象とすることは適当でないと考えます。</p>	<p>されるため、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。</p> <p>さらに、ひかり電話網についても、答申 P19 にあるとおり、光ファイバ回線をアクセス回線としており、前述の NTT-NGN や地域 IP 網と同様に、NTT 東西の FTTH ユーザは、ひかり電話網の收容ルータに收容されると、コア網としてひかり電話網以外の他事業者網を選択することができない上、今後ひかり電話網は、その加入者数の増加等により、他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等をより一層高めると考えられることから、第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えます。</p>
<p>第一種指定電気通信設備の指定範囲:総合</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P2)</p> <p>当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のNGNをはじめとするIP通信網だけを規制する理由はないこと。</p> <p>・ブロードバンド市場では、熾烈な競争が展開されており、NTT東西のシェアは、首都圏では41%、近畿圏では38%。FTTHサービスに限っても首都圏では66%、近畿圏では56%のシェアであり、熾烈な競争が展開されております(H19.12末</p>	<p>【意見】</p> <p>ADSLとFTTHについては、ADSLを利用していた者が一度FTTHに移行すると、元のサービスには戻らないという不可逆的性質があること等を踏まえると、FTTH市場のシェアに着目すべきです。NTT東西は同市場においてシェアを伸ばし続けており、答申においても、「現にFTTHサービスは、FTTH市場のシェアが70%を超える状況の中で新規契約数では約80%を占める状況にある」(P16)と、NTT東西のFTTHサービスについてはその独占性が指摘されているところです。</p> <p>従って、このようなアクセスと一体とされて構築される、NTT東西におけるNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、第一種指定電気通信設備として指定することが適当と考えます。</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>時点)。 その結果、この5年間でユーザ料金も大幅に低廉化してきており、諸外国と比べても最も低廉な光インターネットの料金となっております。(別紙3～6)</p> <p>・ひかり電話についても、加入電話と代替的なサービスとされる直収電話、OAB～JIP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは22%程度(東西計:H19. 12末時点)、更に、携帯電話だけを所有されているお客様が増加していることを鑑み、携帯電話も含めたシェアで見れば4%程度(同上)に過ぎません。</p> <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p>	
<p>第一種指定電気通信設備の指定範囲:ひかり電話網</p>	<p>【NTT 西日本殿意見】(P3)</p> <p>IP電話サービスに用いるルータの市場調達可能性や、他事業者が当社のIP電話サービスと同様のサービスを提供できるか否かという点においては、何ら状況が変わっているものではないことから、当該ルータは、従来どおり、指定電気通信設備の対象から除外すべきであり、ひかり電話網のルータを第一種指定電気通信設備の対象に追加する指定告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p>	<p>【意見】</p> <p>答申 P18～P19 にもあるとおり、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備の指定対象外とされた 2004 年度当時と比較すると、OAB～JIP 電話市場の位置付けや当該市場における NTT 東西のシェアの状況は全く異なっており、固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であり、またひかり電話網・他事業者網の利用者双方の利便性確保の観点からも不可欠となっている状況です。また、答申 P20 にもあるとおり、メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、</p>

対象項目	他社意見	意見
		<p>加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではないこと等を踏まえ、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備として新たに指定することは適当と考えます。</p>
<p>第一種指定電気通信設備の指定範囲：イーサネット系サービス等のデータ通信網</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P3) イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p>	<p>【意見】 答申 P13 において、「今後、高速サービスの需要拡大が想定される法人市場において、その重要性が一層高まると考えられるイーサネットサービスについて、NGN では、従来の県域を越えた県間の広域サービスを提供することとしていることから、利用の公平性を確保された形でNGN と接続可能であることが、他事業者にとって事業展開上不可欠であり、また公正競争を確保する観点からも必要であること」とあり、NTT 東西との公正競争担保のために、イーサネット系サービス等のデータ通信網は、第一種指定電気通信設備として指定することが必要と考えます。</p>
<p>第一種指定電気通信設備の指定範囲：局内装置類及び局内光ファイバ</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P3) メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外すべきであると考えます。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P4) 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能</p>	<p>【意見】 答申 P20 にもあるとおり、メディアコンバータや光信号伝送装置(OLT)等の装置類は、加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけ切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続することが適当と考えま</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>であり、当社の加入者光ファイバと一体で利用する局内光ファイバの場合、その 74%が他事業者による自前敷設となっています(平成 18 年 11 月末時点の東西合計値。局内光ファイバ総数 265 千芯のうち他事業者による自前敷設が 196 千芯)。また、当社の局内光ファイバの指定を直ちに解除しない理由として、「当社ビル内において、当社の局内光ファイバを利用する場合と他事業者が局内光ファイバを自前敷設する場合とでは供用開始に至る期間に差異が生じる場合がある」と指摘されていますが、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことによって、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることから、当該理由を根拠に、指定の解除を見送ることは合理的でないと考えます。</p> <p>イーサネットスイッチについては、1 台あたり百万円～数百万円程度に過ぎず誰でも容易に調達・設置可能である等、参入機会の均等性が確保されていることから、また、現に、電力系事業者殿をはじめ多数の事業者が参入し、熾烈なユーザ獲得競争を繰り広げていることから、ボトルネック性が無いことは明らかであり、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。また、メディアコンバータ、光信号伝送装置(OLT)、局内スプリッタ等の装置類についても、同様に、ボトルネック性がないことは明らかであるため、早急に指定電</p>	<p>す。</p>

対象項目	他社意見	意見
	気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。	
<p>第一種指定電気通信設備 の指定範囲:加入者光ファイバ</p>	<p>【NTT 西日本殿意見】(P4) 端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。現に光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と熾烈な設備競争を展開しています。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。 したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p>	<p>【意見】 平成18年9月15日に公表された「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」報告書 P21 において、「メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等といった共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT 東西はメタル回線を光ファイバに更新する際のコスト・手続きの両面において優位性を有していること等に鑑みれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難い。従って、現在の仕組みを当面維持することが適当であると考えられる」とされ、答申 P14 においても、「メタル回線・光ファイバ回線ともに、ボトルネック性があるという点では同一」とされており、事実、NTT 東西は線路設置基盤等における優位性を活かし、加入者光ファイバ市場において圧倒的なシェアを有しています。このように、加入者光ファイバには明らかにボトルネック性が認められることから、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p>
<p>次世代ネットワークに係る 設備・機能のアンバンドル 及び標準的接続箇所:総</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P4) 先述のとおり、これまで積み重ねてきたオープン化の取り組みにより、他事業者が独自にIP通信網を構築できる環境は整っ</p>	<p>【意見】 既存の電話網においては、接続事業者等の要望によってGC 接続・ZC 接続等の多様な階梯、地域での接続点が確保された結果、競争が</p>

対象項目	他社意見	意見
論	<p>ていることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないため、指定電気通信設備の対象とすべきではないと考えますが、仮に今回指定電気通信設備として整理せざるを得ない場合には、NGNの技術や機能は今後様々な変化・発展の可能性を秘めている中で、接続事業者のネットワークについてもその詳細や接続のプロトコルが明らかになっておらず、具体的なサービス内容も定まっていない現段階においては、サービス展開の自由度を確保し、お客様の利便性を高める観点から、設備・機能のアンバンドルは必要最小限のものとする必要があると考えます。</p>	<p>進展し、ユーザ利便が向上してきたという歴史があり、これらの経緯を踏まえれば、答申において、アンバンドルの基本的な考え方として、「技術的に接続可能なすべての第一種指定電気通信設備上のポイントにおける接続が提供されること」とする 1996 年答申の考え方を踏襲することは適切であると考えます。</p> <p>上記に基づき、接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進するものであり、結果として、多様なサービスを生み出すこととなり利用者利便の向上につながることから、現時点で可能な限りアンバンドルを行っておく必要があると考えます。</p>
次世代ネットワークに係る設備・機能のアンバンドル及び標準的接続箇所：フレッツサービス（NGN・地域 IP 網）に係る機能のアンバンドル	<p>【NTT 東日本殿意見】(P4-P6)</p> <p>(1)一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能、特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能及び特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>地域IP網において、平成13年よりルーティング伝送機能の接続料を設定していたにもかかわらず、他事業者との接続実績はなく、また現時点、他事業者から当社に対し具体的な接続要望もないことから、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p>	<p>【意見】</p> <p>答申 P24 にもあるとおり、NTT-NGN においては、現時点で直ちに收容局接続に係る機能をアンバンドルすることが不要と判断するのは適当でなく、地域 IP 網と同様にアンバンドルをすることが当面必要です。また、中継局接続についても、答申 P25 にもあるとおり、PSTN から IP 網へとネットワーク構造が変化する中で、NTT 東西以外の IP 網との中継局接続やIP電話サービス以外での利用形態も増えていくことが想定されます。</p> <p>従って、NTT 東西のフレッツサービス（地域 IP 網・NGN）に係る機能のアンバンドルは不可欠と考えます。</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>(2)一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能のアンバンドルについて</p> <p>以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P5)</p> <p><フレッツサービスに係る機能のアンバンドル></p> <p>他事業者にルーティング伝送機能の利用要望が真にあるとは考えられないことから、当該他事業者のパブリックコメントの意見ではなく、具体的な接続要望を待ってアンバンドル／接続料設定の可否を判断することとしていただくべきであり、他事業者の実需要等が明らかでない段階で、フレッツサービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p><中継局接続に係る機能のアンバンドル></p> <p>中継局接続については、他事業者のネットワークの詳細が明確でなく、標準化も途上であり、そのような状況下で、接続料を具体的に算定することは現実的に困難であるため、ビルア</p>	

対象項目	他社意見	意見
	<p>ンドキープ方式とする選択肢も含め、基本的には事業者間の相対により決定すべき事項であり、現時点で事前規制を課すことは問題であると考えます。</p>	
<p>次世代ネットワークに係る設備・機能のアンバンドル及び標準的接続箇所：IP電話サービスに係るアンバンドル</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P5)</p> <p>以下の理由から、今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、現行のひかり電話の接続料の場合と同様、引き続き、事業者間の協議により相対で接続料を設定することを認めていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のひかり電話の接続料は、「接続相手方の事業者が設定する接続料水準に合わせて設定」しており、当社が任意に接続料を設定しているものではないため、公正競争上の問題はないこと。(別紙8) ・ひかり電話の接続料を事業者均一とした場合、接続事業者の接続料が当該均一接続料を上回って設定されることも想定されますが、お互いのネットワークを利用しあうにもかかわらずこうした費用負担のバランスが崩れることは、競争中立的でないこと。 ・先般、ソフトバンク殿が公表されたグループ内のIP電話と携帯電話との間のユーザ料金を無料とするプランは、会社間の接続料を相対で自由に設定可能であることにより提供できるものと想定されますが、当社のNGNについて事業者均一の接続料設定を義務付けられた場合、当社が各携帯電話事業者 	<p>【意見】</p> <p>答申P27において、「ひかり電話網が第一種指定電気通信設備の指定対象外であった当時と比較して、0AB～JIP 電話市場の位置付けや当該市場におけるNTT東西のシェアが飛躍的に高まったこと、また、コストに適正利潤を加えた事業者間均一料金で NGN 等を利用可能となることは、これまで以上にサービス競争が活性化することが期待できること等にかんがみれば、必要な措置」とあるとおり、競争の促進・利用者利便の向上の観点から、NTT 東西における IP 電話サービスに係る機能のアンバンドルは不可欠なものと考えます。</p> <p>また、ソフトバンクモバイルの接続料については、適正に算定の上、事業者を問わず均一料金を適用しており、公正競争を阻害するものではないと考えます。なお、事業者による接続料水準の違いについての考え方は、平成 20 年 1 月 19 日付弊社意見書(「会計制度の見直し」)に関し、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案)を参照願います。</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>との間で同様の新サービスを実現することが困難となり、当社のNGNユーザの利便性を著しく損なうことになること。</p> <p>仮に、本機能をアンバンドルし、事業者均一の接続料設定を義務付ける場合には、他社接続料の設定如何によって事業者間の公平性が損なわれる事態が生じないような対応策をあわせて検討する必要があると考えます。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P6)</p> <p>IP電話サービスに係る機能の接続料について、「ひかり電話網の接続料は相対取引で決まっているため、相手側事業者によって接続料水準が異なっており、公正競争上大きな問題となっているとの意見が示されている」こと等を理由に今回新たにアンバンドルするよう求められていますが、現在のひかり電話の接続料については、相互補償的な考えに基づき、相手方事業者が設定する接続料と同水準とすることを基本に、各事業者と相対で決定しているに過ぎず、当該接続料が相対で決定されていることが公正競争を阻害するという他事業者の指摘は具体的に何を問題視されているのか理解いたしかねます。</p> <p>したがって、現在の接続料の決定方法に拠ることで、公正競争上の問題が具体的に明らかになるまでの間は、現状の運用(相対)を継続することとし、具体的な問題が生じた段階でアン</p>	

対象項目	他社意見	意見
	<p>バンドル等について検討することとしていただくべきであり、現段階で、IP電話サービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p> <p>当社としては、むしろ、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とするサービスを提供しながら、当社に対して、他の移動体事業者の網使用料に比して最も高い水準の網使用料を設定している移動体事業者の方が公正競争を阻害している可能性が高いと考えます(当該移動体事業者の公式ホームページによれば、自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料を頂けるので利益を出すことができる」と記載されていることに鑑みれば、自社内通話や自社グループ間通話の赤字を接続事業者が支払う接続料でもって補填されている懸念があります。)</p>	
<p>次世代ネットワークに係る設備・機能のアンバンドル及び標準的接続箇所：イーサネットサービスに係るアンバンドル</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P6) 今回の告示・省令改正においては、アンバンドル対象から除外し、実需が存在することが明らかになった時点で、アンバンドルの是非を改めて検討することが適当であると考えます。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P7) 他事業者の実需要等が明らかでない段階で、当社のイーササービスに係る機能をアンバンドルするための接続料規則改正</p>	<p>【意見】 弊社共は、そもそもNTT東西が従来の県域を越えた県間サービスの提供を行うことは認められるべきではないと考えます。しかしながら、仮に本サービス提供が活用業務として認可されるのであれば、答申P28において、「NTT東西は、従来、県内のサービスしか提供できなかったのに対して、NGNでは、県域を越えた県間サービスに進出することを予定しており、2008年2月25日、そのために必要なNTT法第2条第5項に基づく活用業務認可を得た」「NTT東西が、従来の県域を越えた県間の</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>や標準的接続箇所を追加するための電気通信事業法施行規則改正を行うことは適当でないと考えます。</p>	<p>サービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要」とあるとおり、NGN上で提供される全サービスにおいて係る機能をアンバンドルし、かつ少なくとも各県に接続点を設置することは公正競争を担保する措置として必須であると考えます。具体的には、フレッツサービスにおけるベストエフォート型のISP接続の形態のみならず、フレッツサービスの利用者に対して提供される帯域制御機能のアンバンドルを行った上で、県(ZC)単位での接続点を設けることが必要と考えます。</p>
<p>次世代ネットワークに係る設備・機能のアンバンドル及び標準的接続箇所：機能の段階的発展等への対応</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P7)</p> <p>本制度の運用にあたっては、お客様に対し多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供を可能とする観点から、他事業者による利用実績がない機能については、迅速にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。</p>	<p>【意見】</p> <p>接続事業者が希望した時点で迅速かつ円滑に接続が開始可能な状況にしておくことこそ、NTT 東西利用部門と接続事業者間での同等性を確保し、両者間の競争を促進するものであり、結果として、多様なサービスを生み出すこととなり利用者利便の向上につながります。従って、他事業者による利用実績がないことを理由に、当該機能をアンバンドルの対象から除外する運用を行うことは不適切であると考えます。</p>
<p>接続に関する同等性の確保等</p>	<p>【NTT 東日本殿意見】(P7)</p> <p>今回の告示・省令改正において、イーサネットスイッチ、SIPサーバ等の機器については、競争的に市場から供給を受けることが可能であり、また、その開発ペースが速く、機能更改も頻繁に行われること等を踏まえ、当該設備に係る機能は、網機能提供計画の届出を要しない機能とすることについて、賛同します。</p>	<p>【意見】</p> <p>電気通信事業法第 36 条の趣旨から、第一種指定電気通信設備に係る機能について、追加・変更が行われる場合に他事業者との円滑な接続に影響が及ぶ恐れがあるものに関しては、当該機能のすべてが網機能提供計画の届出義務の対象とされるべきです。</p> <p>従って、イーサネットスイッチに係る機能及び SIP サーバに係る機能の追加・変更が、他事業者との円滑な接続に影響を及ぼさないというこ</p>

対象項目	他社意見	意見
	<p>一方、情報開示告示の改正においては、これらの装置に加えルータ等の設備について、新たな網機能の提供予定時期の90日前にインタフェース仕様等の開示を行うべきとされておりますが、以下の観点から、開示時期を明示する必要はなく、これまでどおり、合理的な時期に開示すれば良いものと考えます。</p> <p>【NTT 西日本殿意見】(P8)</p> <p>技術革新のスピードが更に加速していくIP・ブロードバンド分野において、他事業者がイーサネットスイッチ等の設備を自前設置して独自サービスを迅速に提供できる一方、当社だけがイーサネットスイッチ等に係る情報をサービス開始に先立って開示するよう義務づけられ、サービス開始直前になって高機能で安価なイーサネットスイッチ等が開発されたため当該イーサネットスイッチ等に切り替えようとしても、あらためて事前の情報開示を行わなければサービス開始できないことになるようでは、当社だけサービス提供が遅れることになるため、極めて競争中立性を欠くだけでなく、多彩なサービスの迅速かつ柔軟な提供に著しい支障が生じ、お客様に多大なご不便をおかけすることになると考えます。</p> <p>したがって、当社のイーサネットスイッチ等に係る機能の情報提供時期の明確化を図るための情報開示告示改正を行うことは適当でないと考えます。</p>	<p>とが確認されない限り、当該機能は網機能提供計画の届出対象とすべきであり、電気通信事業法施行規則の改正案における第24条の5の第13号及び第14号は削除すべきと考えます。</p>

対象項目	他社意見	意見
意見募集期間について	-	<p>【意見】</p> <p>再意見募集は、事業者等の意見を集約し政策立案に活かすための制度の一つとして非常に有意義と考えますが、2 週間という今回の再意見募集期間は、意見内容の検討を行うには短いと考えますので、今後少なくとも 4 週間の意見募集期間を確保して頂きたいと考えます。</p>

以上